

三菱UFJニコス健康保険組合 理事長 殿

給付に関する同意書

健康保険法に基づく傷病手当金の支給決定を行なうにあたり、三菱UFJニコス健康保険組合が関係機関に対して、健康保険加入記録・給付記録・療養の給付記録・診療履歴・年金等 他の法令による保険給付受給に関する情報等の照会を行なうこと、また関係機関が上記照会の回答をすることに同意いたします。

※ 関係機関とは、以前加入されていた医療保険者及び受診していた医療機関等を指します。

また、照会が複数になる場合は、本同意書の写しも有効とさせていただきます。

令和 年 月 日

〒 ー

住所 _____

電話 _____

記号・番号 _____

氏名 _____

【参考：健康保険法】

第 59 条 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第 121 条において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

第 121 条 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第 59 条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。